

令和2年2月28日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 井本 季伸



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、学校施設情報環境整備について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

令和2年2月21日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準（1）「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、（2）「事業を実施しても、計画策定時の収支見通しより悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合していることを確認した。

附帯意見

- 1 1人1台端末の導入にあたっては、慎重に機器の選定をしていただきたい。